

大井町自治会規約

令和5年2月25日
大井町自治会

大井町自治会規約をここに公布する。

大井町自治会規約

大井町自治会規約（昭和58年4月1日施行）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 役員（第6条—第10条）
- 第3章 総会（第11条—第20条）
- 第4章 役員会（第21条—第23条）
- 第5章 会計（第24条—第26条）
- 第6章 各種団体等との協力（第27条）
- 第7章 規約の変更及び解散（第28条—第30条）
- 第8章 職員（第31条—第33条）
- 第9章 補則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、大井町自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を亀岡市大井町土田2丁目11番20号110号室（大井町自治会館）に置く。

（区域）

第2条 本会の区域は、亀岡市大井町（以下「本町」という。）の全域とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、本町に住所又は所在地を有する個人、法人及び個人事業主をもって構成し、本町に住所又は所在地を有した日から入会したものとす
る。

2 会員が本町に住所又は所在地を有しなくなったときは、退会したものとみなす。

（目的）

第4条 本会は、会員相互の協力により、親睦を深め福祉の増進を図るとともに、産業の発展や地域課題の解決等に取り組むことにより、自らの意思に基づ

いて住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 亀岡市の委託及び通達業務に関すること。
- (2) 亀岡市、各種団体及び会員との連絡調整に関すること。
- (3) 産業の振興、発展及び助長に関すること。
- (4) 教育、文化、厚生及び体位向上に関すること。
- (5) 基盤整備及びまちづくりに関すること。
- (6) 防災等会員の安全確保に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 役員

(役員構成)

第6条 本会に、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 常任役員 3名
 - (5) 担当役員 2名以内
- 2 前項に掲げる者のほか、本会に次の役員を置く。
- (1) 区長 区ごとに1名
 - (2) 会計監査委員 2名
 - (3) 代議員 戸数概ね50戸につき1名

(役員選任)

第7条 本部役員及び会計監査委員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 区長及び代議員は、各区の会員の中から選出する。
- 3 区長は代議員を兼ねることができる。
- 4 会計監査委員は、本部役員その他役員と兼ねることができない。
- 5 区ごとの代議員数は、前年度に定めるものとする。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 常任役員は、道路、河川その他基盤整備に関する事務のほか、会長の命を受け本会の事務に従事する。
- (5) 担当役員は、防災その他特命事項に関する事務のほか、会長の命を受け本会の事務に従事する。
- (6) 区長は、各区会員の意見集約を行い、その代表として区長会で意見具申するとともに、本会の円滑な運営のため、各区会員との連絡調整等を行う。
- (7) 会計監査委員は、本会の会計事務及び業務執行について年2回監査を行う。会計事務及び業務執行について法令等に抵触する事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のため必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。
- (8) 代議員は総会に出席し、付議された事項について審議する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第7条に定めるところにより補充することができる。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第3条第2項に定めるところにより退会した場合を除き、辞任したとき又は任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第10条 本部役員又は会計監査委員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により会計監査委員を解任する場合は、総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第3章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、本部役員、会計監査委員及び代議員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度2回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総代議員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 第8条第7号の規定により会計監査委員から請求があったとき。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 規約の変更に関する事項

(5) その他の重要事項

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、第11条に規定する役員に対し、会議の目的である事項、日時及び場所を示して、会議の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した代議員の中から選任する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、総代議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員の表決権)

第18条 代議員は、各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のために総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
- 3 会長は、やむを得ない事情により総会の構成員を招集することができないと認めるときは、会議の招集を行わず、書面により代議員の賛否（意見を含む。）を求めることにより、総会の決議に代えることができる。
- 4 第16条から前条までの規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 総代議員の現在数及び出席者数（委任状及び書面表決書を提出した代議員を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 本部役員会は、本部役員をもって構成する。

- 2 区長会は、本部役員及び区長をもって構成する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本部役員会及び区長会に、会長が本部役員の同意を得て指名する関係者を出席させることができる。

(役員会の招集等)

第22条 本部役員会及び区長会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会長は、区長会において、次条第2項に掲げる事項に係る区長の意見を聴くこととする。

(役員会の審議事項等)

第23条 本部役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会において議決された事業等の執行に関する事項
 - (3) 区長会に関する事項
 - (4) 各種団体との連絡調整に関する事項
 - (5) 亀岡市その他の行政機関又は本町以外の団体との連絡調整に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 区長会は、次の事項を協議し、会長に意見の申し出を行う。
 - (1) 各区に共通する案件又は複数の区にまたがる案件で、意見調整又は検討を必要とする事項
 - (2) 本部役員会で審議するもののうち、会長が事前に各区長との意見調整が必要と認める事項
 - (3) その他本会の目的を達成するために検討が必要な事項

第5章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費等)

第25条 本会の会費の徴収方法、金額は別に定める。

- 2 本会は、農地転用に係る開発協力金を徴収することができる。その場合、徴収金額及び配分先等は別に定める。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 各種団体等との協力

(地域組織等との協力)

第27条 本会は、本町の各種団体及び各種行政委員等の協力を通じて、第4条に定める目的の実現に努めるものとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第28条 この規約は、総会において総代議員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第29条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総代議員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散のとき有する残余財産は、総会において総代議員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似する目的を有する団体に寄与すること等をもって処分を決定する。

第8章 職員

(職員の種類)

第31条 本会事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務職員 1名以上
- (2) 用務員 1名以上

(職員の職務)

第32条 職員は、本会の事務処理、施設管理その他事務局として必要な業務をつかさどる。

(給与等)

第33条 職員の給与、雇用期間その他の勤務条件については、別に定める。

第9章 補則

(補則)

第34条 この規約に定めるもののほか、自治会に関し必要な事項は、総会又は本部役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(並河区に係る特例)

2 第6条第2項の規定により置く区長については、当分の間、同項第1号の規定にかかわらず、並河区副区長（3名）を含めるものとする。